

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

香港

食品行政機構及び関連法令

1. 食品行政機構の概要	1
2. 行政区政府組織.....	1
3. 食品の行政官庁.....	2
4. 主な食品法	3
5. 食品の安全管理戦略	4
6. 食品監視プログラム	5

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

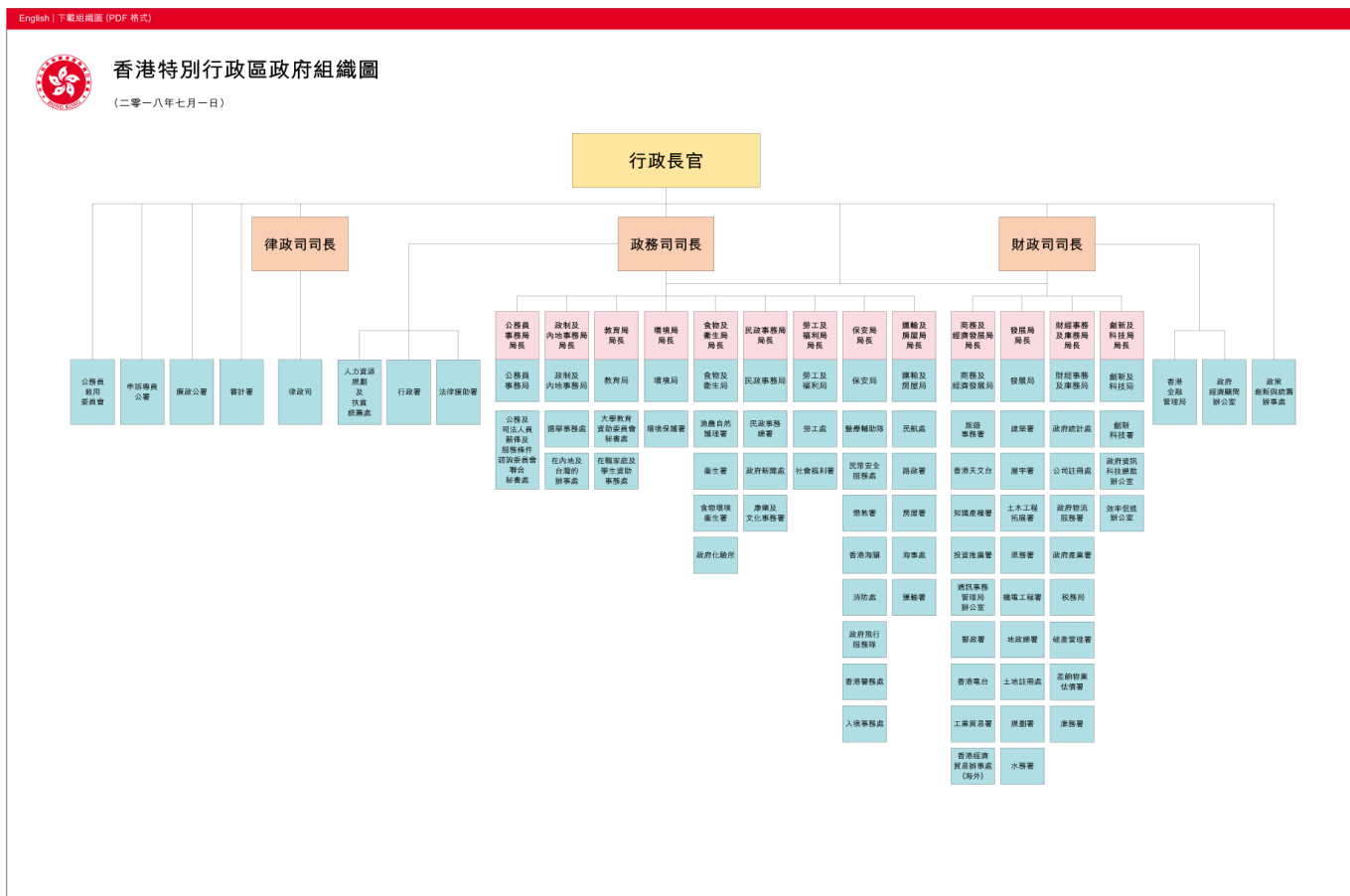
1. 食品行政機構の概要

香港は、中華人民共和国の特別行政区であり、基本法(小憲法)(1990 年成立)は「一国二制度」の概念を反映している。香港は外交問題と防衛を除き、中国本土とは異なる独自の社会、経済、司法、政治の制度、そして食品・農業輸入規則を保持している(1997~2047 年まで)。

香港は自由貿易港を有する人口が密集した国際都市であるが、香港ではほとんど食糧を生産していないため、食糧供給量の 95%以上を輸入に頼り、世界中から様々な食品が大量に流入している。香港政府は香港における食品安全管理システムの設立と、全体的食品連鎖に沿った効果的管理の実施により、規制と食品供給の多様性・安定性維持との間で均衡を図るよう取り組んでいる。

香港は「Chinese Hong Kong 中国香港」の名称で国際機関や貿易協定に参加しており、世界貿易機関(WTO)やアジア太平洋経済協力会議(APEC)には独立したメンバーとして参加する一方で、コーデックス委員会(CAC)や国際獣疫事務局(OIE)には中国の代表団のメンバーとして参加している。食品安全基準や動物健康基準に関しては、国内規則の枠組みの中で、又はその代わりとしてコーデックス委員会および国際獣疫事務局を参考にしている。

2. 行政区政府組織



<https://www.gov.hk/tc/about/govdirectory/govchart/index.htm>

香港政府の首長は行政長官であり、3 司長 13 局長は香港政府において閣僚に相当する役割を担っている。各司長は行政長官を直接補佐し、香港政府高官の中でも最上位にある。そのうち、**政務司長(政務長官)**が筆頭とされ、全ての局及び局長を指導する。**財政司長(財政長官)**は序列二位とされ、財政や経済関係の局および局長のみを指導する。No.3の**律政司長(司法長官)**は、行政長官の法律顧問としての役割と、律政司(香港政府の法律関係の事務などを管掌)とい

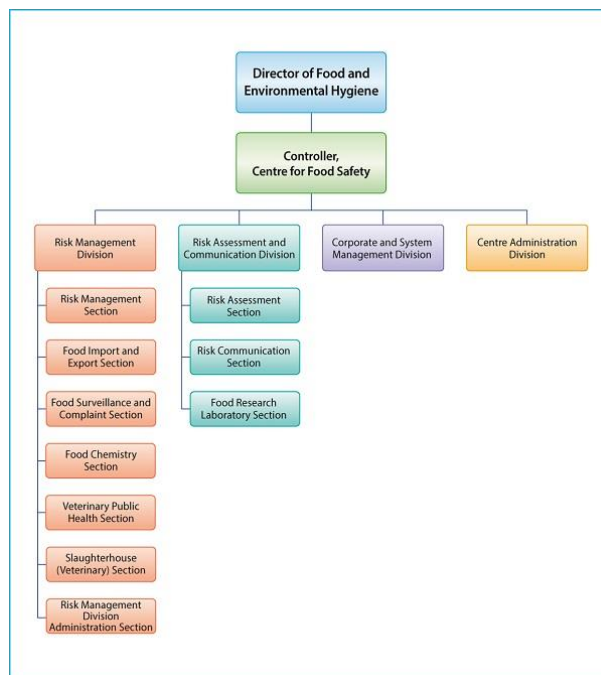
う部門を統括しているが、局長を指導する立場にはない。なお、副司長は香港基本法に言及があるものの、返還後未だ設置されていない。

局長は政策局のトップである。司長の指導の下、職責分野の政策決定を担う。英語名称では司長と同じく Secretary とされているが、実際には司長より格付けが低い。

- 公務員事務局: 公務員人事(採用、育成)、規律保持を管轄。
- 政制及内地事務局 : 選挙事務や中央政府との折衝、海外との条約・協定に関する事務を管轄。
- 教育局: 教育行政を管轄。
- 環境局: 環境政策を管轄。
- 食物及衛生局: 食品安全、公共衛生、医療などを管轄。
- 民政事務局: 社会政策、娯楽・スポーツ、文化行政を管轄。
- 勞工及福利局: 労働政策、福祉政策を管轄。
- 保安局: 治安(警察、刑務所)、防災・救急、境界(入管、税関)行政を管轄。
- 運輸及房屋局 : 運輸政策、住宅政策を管轄。
- 商務及經濟發展局: 産業政策(工商及旅遊)、科学技術(通訊及科技)を管轄。
- 發展局: 公共事業(工務)、都市計画(規劃及地政)。
- 財經事務及庫務局: 財經事務科(金融政策を担当)と庫務科(政府財政を担当)が置かれる。
- 創新及科技局: イノベーションとテクノロジーの開発促進、香港の科学の発展を推進するための戦略と措置を管轄。

3. 食品の行政官庁

食物環境衛生署(食物及衛生局)(Food and Environmental Hygiene Department, FEHD)は、食品安全管理、生きた食用動物の輸入管理、食品事故管理や、環境衛生サービス・施設管理、および食品に関する法執行に関する責任を担う。食品安全管理は、2006年5月2日に設立された**食品安全センター(Center for Food Safety, CFS)**を通して**食物環境衛生署(FEHD)**が業務を行う。食品安全センター(CFS)の業務は、食用として入手可能な食品の健全性、衛生、安全性、及び適切な表示を確保し、生きた食用動物の検査・管理を通じて公衆衛生を保護し、食品及び公衆衛生問題に関連する危機管理対策について公衆に助言することである。食品安全センターの組織図は以下の通りである。



https://www.cfs.gov.hk/english/aboutus/aboutus_org/aboutus_org.html

4. 主な食品法

香港の基本的な食品法は、**香港法第 132 章 公衆衛生および市政条例 第 V 部 食品及び薬品(Public Health and Municipal Services Ordinance, Cap. 132, Part V Food and Drugs)**に定められている。主な規定としては、食品購買者に対する一般的保護、不適切な食品・不良食品の販売に関連する違反、食品の成分および表示、食品、食品衛生、不適切な食品の押収と廃棄に加え、当局が輸入/販売の禁止および一定条件下での回収を命令する権限について定められている。

主な食品に関わる補助規則

特定領域の規制については、**香港法第 132 章の下に補助規則として策定されている(第 132A～132CO 章)**。これらの補助規則では、以下に示す通り、食品添加物、成分および表示、乳製品、肉、残留農薬、栄養表示、重金属、残留農薬、有害物質などの様々な領域のほか、乳や冷凍菓子などの特定製品に関する規則が含まれている。

- ・第 132H 章 食品中着色料規則
- ・第 132R 章 粉乳規則
- ・第 132U 章 食品中甘味料規則
- ・第 132V 章 不良食品(金属汚染)規則
- ・第 132W 章 食品および薬品(成分および表示)規則
- ・第 132X 章 食品事業規則
- ・第 132AC 章 冷凍菓子規則
- ・第 132AF 章 食品中有害物質規則
- ・第 132AK 章 輸入狩猟肉、肉、および家禽肉規則
- ・第 132AQ 章 乳規則
- ・第 132AR 章 食品中鉱物油規則
- ・第 132BD 章 食品中保存料規則
- ・第 132CM 章 食品中残留農薬規則

(1) 食品安全条例(Food Safety Ordinance)

香港の別の食品条例は、2011 年に施行されて 2012 年 2 月 1 日に全面実施された**香港法第 612 章 食品安全条例(Food Safety Ordinance, Cap. 612)**であり、食品の輸入業者および流通業者の登録方式のほか、食品のトレーサビリティ強化の目的で、食品の移動についての適切な記録保持のための食品業者に対する要件など、新たな食品安全管理対策が盛り込まれている。また、特定の食品の種類に対する輸入規制強化のための規則策定や、問題のある食品の輸入・供給禁止指令、および必要に応じこれら食品のリコールを命じることができるよう、当局に権限を与えている。

(2) 他の関連条例(政府の他の署[局]によるもの)

度量衡条例(Weights and Measures Ordinance)(第 68 章)

本条例は海關(税関・消費税局)が施行し、量に関連した詐欺的または不正な業界慣行から消費者を保護するための法的枠組みを設けている。ここでは測定単位も定めている。

商品表示条例(Trade Description Ordinance)(第 362 章)

海關が施行した本条例は、商品に関し、取引過程でまたは納入業者によって提供される虚偽の商品表示や、虚偽、誤解を招く、または不完全な情報、虚偽のマークおよび虚偽の記載を禁止する。2012 年には本条例にサービスを含めるよう修正され、2013 年 7 月 19 日に施行された。

消費財安全条例(Consumer Goods Safety Ordinance)(第 456 章)

海關が施行した本条例は、一定の消費財の製造業者、輸入業者、および供給業者に対し、これら業者が提供する消費

財が安全であることを保障する義務と、付帯目的に関する義務を課している。ここでは、消費財に 2 言語で安全表示を行うとの要件を定めている。

遺伝子組換え生物(出荷規制)条例(Genetically Modified Organisms (Control of Release) Ordinance) (第 607 章)

漁農自然護理署(農漁業保護局)(AFCD)は関連する動植物規則を通じて、動植物の病気の持ち込みと拡散の防止に責任を持つ。AFCD が策定し、2011 年 3 月に発効した遺伝子組換え生物(出荷規制)条例では、環境への放出を目的とした遺伝子組換え(GM)作物の香港内での生産および輸入のいずれについても、香港 AFCD の承認を得る必要があるとしている。

5. 食品の安全管理戦略

リスク評価、リスク管理、およびリスクコミュニケーションが、現代の食品安全管理の中心となるリスク分析の枠組みを形作っている。これに関連し、食品安全センター(CFS)は国際的な食品安全当局が公表している科学的根拠に基づいたリスク分析方式を採用し、農場査察に始まり輸入管理や輸入、卸売り、小売りレベルでの食品監視に至るまでの食品連鎖を通じて、食品安全管理対策の強化に当たっている。

リスク評価

リスク評価によって、リスク管理およびリスクコミュニケーションの科学的基盤が得られる。食品研究者が実施する研究所での研究が、食品安全センターが実施するリスク評価試験、研究業務、および総合的食事研究を支援している。こうして得られたリスク評価に関する科学的データが食品の安全管理戦略の構築に用いられている。

リスク管理

食品安全センターは香港内と海外双方の食品事故を監視している。リスク管理課は食品事故について、関連するリスクおよび香港内の状況を考慮しつつ、香港内での影響を評価し、適切な追跡調査処置を取り、緊急対応への調整を支援する。本課は衛生署(健康局)の健康保護センターと協力し、食品施設での食中毒と食品媒介性感染の発生について調査し、発生の寄与因子を特定し、疑われる食品の起源追求を支援する。また、食品取扱者を食品、個人衛生、および環境衛生について教育する。

リスクコミュニケーション

食品安全センターは、専門家、学者、食品取引・食品産業の業者、消費者、および市民との定期的なリスクコミュニケーションを円滑にする目的で、委員会およびフォーラムを設ける。リスクコミュニケーション課は、これらの定期的コミュニケーションフォーラムを通じて活動しつつ、様々な行事や会合の企画、出版物の刊行、様々な形態のトレーニング実施、および地域的情報源となる資料作成に加えて、市民、業者、および行政当局の三者間での信頼ある建設的な関係の構築・維持を目的とした他のコミュニケーション活動を行っている。

このほかリスクコミュニケーション課は、公共参考資料とするため、食品の安全に関する香港および海外から収集した豊富な資料を有するコミュニケーションリソースユニットを運営する。本ユニットは、食品安全性と栄養表示の使用を促進する目的で多様なプログラムを企画し、組織や学校に視聴覚学習・教育教材の貸し出しサービスも行う。

食品安全センターは定期的に業者相談フォーラムを開催し、食品業者との協力強化と食品安全性の促進を図っている。このフォーラムでは食品安全性について業者と意見を交換しており、食品の安全管理対策およびリスクコミュニケーション活動に対する業者の見解や意見を収集するセンターの基盤となっている。

消費者連絡グループは、食品安全性の諸問題に関して市民とのコミュニケーションを深めるための基盤を提供し、市民からの提案や意見を集約している。また、食品安全にかかわる諸問題に対する市民の知識や考え方、リスク認識を理解して、リスクコミュニケーションメッセージを市民のニーズに合致させるよう調整するために役立っている。

食品安全性をめぐる問題の協力的枠組みをさらに強化する目的で、食品安全センターの下に食品安全性専門委員会が設立された。本専門委員会は、食品安全対策の構築、国際的な慣行や傾向、発展を踏まえた食品安全性基準のレビュー、およびリスクコミュニケーション戦略について食品安全センターに勧告する責任を担っている。専門委員会は、学者、専門職、食品専門家、食品業界代表、消費者グループ代表、およびその他の専門家で構成される。現在の委員には中国本土と海外からの4名が含まれている。専門委員会の委員長および委員は、2年の任期で食物衛生大臣により任命される。

6. 食品監視プログラム

食品監視プログラムは、最良の国際的慣行に従ってリスク評価および科学的根拠を基にしたものである。このプログラムの下で、食品安全センターの検査官が輸入、卸売り、小売りレベルでサンプルを採取し、微生物学的検査、化学的検査、および放射線検査を実施する。微生物学的検査では細菌とウイルス双方について検査を行い、化学的検査には天然毒や食品添加物、汚染物質が含まれる。本センターは情報公開によって市民の認識度を高めるため、今後も監視結果を公表していく予定である。また、得られた知見により食品リスクの予防と時宜にかなった管理が可能になる。食品の安全性および表示に関する法的要件の遵守についても本プログラムを通じて監視する。

日本から輸入する乳、野菜・果実などの生鮮食品については2011年3月12日以降、放射線濃度を測定し、地震後の日本の原子力発電所事故を踏まえた対策を取っている。

食品監視報告は定期的に公開される。この中には、食品および薬品(成分および表示)規則(第132W章)下で行われる栄養表示およびアレルギー誘発物質の申告に関する準拠状況試験結果の月次報告が含まれる。明確な説明と解説によって、市民とのリスクコミュニケーション強化を図っている。また放射線モニタリングでは、食品監視の数値がウェブサイトで月曜日から金曜日まで毎日更新され、コーデックス国際食品規格委員会のガイダンスレベルを超えない低放射線量を示し条件を満たすサンプル結果もリストに加えられている。

検査委託品はまず、食品安全センター(CFS)担当員が携帯用サーベイメータを使用してスクリーニングする。次に、汚染監視システム(CMS)を使用してサンプルをスクリーニングする。計測値が限度を超えたサンプルは、ヨウ素131、セシウム134およびセシウム137についてさらに定量分析を行うため、政府研究所(GL)に送付される。一方、追加サンプルも試験のためGLに送付される。

試験の結果委託食品が汚染基準を超える場合、食物環境衛生署は直ちに委託品を保留して廃棄の手配をする。コーデックス規格に従って、食品中の放射性核種が対応するガイドラインのレベルを超えない場合、食品が食用として安全であると判断することができる。

(1) 輸入食品および食用動物の管理

食品・食用動物管理事務所は、国境、空港、食品卸売市場などの様々な管理点に設置され、輸入食品の安全性を監督する。

食品および生きた食用動物については輸入要件が課せられる。生きた食用動物、乳、乳飲料、冷凍菓子、狩猟肉、肉、および家禽肉などの特定の高リスク輸入食品は、公衆衛生および市政条例(第132章)と公衆衛生(動物および鳥)条例(第139章)(Public Health (Animals and Birds) Ordinance, Cap. 139)の補助規則(139A~139N)によって規制される。乳、乳飲料、冷凍菓子、狩猟肉、肉、および家禽肉の輸入は、本局が認めた食品に限定される。獣医公衆衛生課の職員は、中国との境界(「Man Kam To」)の動物検査場で食用動物の検疫および検査を実施する。委託品の出荷を円滑にするため、輸入業者は原産国の保健当局が発行した、当該食品が人の食用に適することを証明する公的衛生証明書を輸入品に添付して提供するよう奨励されている。

中国本土の当局との協力により、すべての輸入野菜は識別票および野菜輸出証明書を添付されて香港とマカオに輸送

される。中国との境界の食品管理局では、大型トラックから野菜のサンプルが採取され残留農薬の検査を受ける。生きた食用動物は、中国との境界、卸売市場、および食肉処理場でも検査・試験の対象になる。

電子版香港法令 (Hong Kong e-Legislation)

<https://www.elegislation.gov.hk/index/chapternumber?p0=1&TYPE=1&TYPE=2&TYPE=3&LANGUAGE=E>